

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年10月 3 日

【届出者の氏名又は名称】 YAGEO Electronics Japan合同会社

【届出者の住所又は所在地】 東京都千代田区西神田三丁目 8 番 1 号

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号大手門タワー
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

【電話番号】 03-6250-6200(代表)

【事務連絡者氏名】 弁護士 新川 麻ノ同 濱田 啓太郎

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 YAGEO Electronics Japan合同会社
(東京都千代田区西神田三丁目 8 番 1 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、YAGEO Electronics Japan合同会社をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社芝浦電子をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注 7) 本書中の記載において、「営業日」とは行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に、本公開買付けは、1934年米国証券取引所法(以下「米国証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びそれらに従って定められた規則の適用を受けず、本公開買付けはこれらの手続又は基準に沿ったものではありません。本書に含まれるあらゆる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に従って作成されたものではありません。また、これらの財務情報は、米国の会社の財務情報と同等のものとは限りません。また、公開買付者が米国外で設立された会社であることなどから、その取締役及び役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外に拠点を置く会社やその取締役及び役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外に拠点を置く会社又はその子会社に対する米国の裁判所の管轄が認められない場合があります。
- (注 9) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

- (注10) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27 A 条及び米国証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はその関連者(affiliate)は、明示的又は黙示的な「将来に関する記述」が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報をもとに作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注11) 本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に、日本の会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従って単元未満株式を買い取る可能性、対象者の従業員持株会が、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、対象者の株式を買い付ける可能性及び公開買付者及び対象者のフィナンシャルアドバイザー並びに公開買付代理人がその通常のセカンダリー業務の範疇において日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、自己及び顧客の勘定で対象者の株式を買い付ける可能性があり、公開買付者は、かかる買取りや買付けを了解しています。日本の金融商品取引関連法制上、かかる買取り又は買付けにつき開示がなされた場合、米国の株主に対して当該開示について書面による通知がなされるか又は公開買付者若しくは対象者のホームページ上開示がなされます。
- (注12) 公開買付者又は対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(それらの関連者(affiliate)を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国証券取引所法規則第14 e - 5 条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行ったフィナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語のホームページ(又はその他の公開方法)においても開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、2025年10月3日付で、日星電気株式会社との間で、日星電気株式会社が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結したこと、及び2025年10月3日、本公開買付けに応募された株券等の総数(2025年10月3日14時時点)が13,261,354株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である7,623,200株に達したことを確認したことに伴い、2025年5月9日付で提出した公開買付届出書(2025年6月2日付、同年6月17日付、同年6月25日付、同年7月1日付、同年7月15日付、同年8月1日付、同年8月18日付、同年8月21日付、同年8月25日付、同年8月27日付、同年9月3日付及び同年9月18日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年10月3日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年10月20日まで延長し、公開買付期間を112営業日に延長することとなったことから、2025年5月9日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である公開買付条件等の変更の公告を提出いたしましたので、当該添付書類を追加するものであります。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(7) 企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について

インフォームド・ジャッジメントの機会の確保

強圧性を排除することを意図した条件設定

()株主の皆様へ、公開買付けへの応募と取引の是非の両方について判断する機会を提供することを目的とした公開買付期間の設定

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

その後、対象者が2025年9月16日に2025年9月16日付意見表明プレスを公表し、2025年9月17日付訂正意見表明報告書を提出したこと、及び2025年9月16日付でYAGEO及び公開買付者(以下「YAGEOら」といいます。)と対象者との間で合意書(以下「本合意書」といいます。)が締結されたことから、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年9月18日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年10月3日まで延長すること(以下「本買付条件変更(13)」といいます。)となりました。なお、YAGEOらと対象者との間の本合意書の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(訂正後)

< 前略 >

その後、対象者が2025年9月16日に2025年9月16日付意見表明プレスを公表し、2025年9月17日付訂正意見表明報告書を提出したこと、及び2025年9月16日付でYAGEO及び公開買付者(以下「YAGEOら」といいます。)と対象者との間で合意書(以下「本合意書」といいます。)が締結されたことから、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年9月18日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年10月3日まで延長すること(以下「本買付条件変更(13)」といいます。)となりました。なお、YAGEOらと対象者との間の本合意書の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

その後、公開買付者が、2025年10月3日付で、日星電気株式会社(以下「日星電気」といいます。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(日星電気)」といいます。)を締結し、その所有する対象者株式の全て(所有株式数: 341,000株、所有割合: 2.24%)について本公開買付けに応募する旨を合意したこと、及び2025年10月3日付で、公開買付代理人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び本公開買付けの復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社からの報告により、応募株式の総数(2025年10月3日14時時点)が13,261,354株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である7,623,200株に達したことを確認したことから、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年10月3日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年10月20日まで延長すること(以下「本買付条件変更(14)」といいます。)となりました。なお、本応募契約(日星電気)の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。また、本買付条件変更(14)により、2025年5月9日付で提出した公開買付届出書に記載のとおり(注7)、買付予定数の下限に達した旨を公表した日の翌営業日から起算して10営業日の期間が公開買付期間として確保されることとなりました。

(注7) 公開買付者は、2025年5月9日付で提出した公開買付届出書において、公開買付期間の末日までに応募株式の総数が7,623,200株に達した場合には、速やかにその旨を公表したうえで、公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう公開買付期間を延長することを予定している旨を開示しておりました。これにより、本取引に反対する株主は、応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した旨(すなわち、本公開買付けが成立する見込みである旨)の公表をしてから10営業日は本公開買付けに応募する機会が確保されているため、まずは本公開買付けに応募しないという形で本取引の是非に関する意思表示(反対)を示し、応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した旨の公表があった場合は当該公表日から10営業日の間に本公開買付けに応募するか否かの意思表示を示すことができることから、本取引の是非に関する意思表示(賛否)と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、これをもって強圧性を排除することを意図したものです。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は44営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は48営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は60営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は70営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は78営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付期間は83営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、公開買付期間は85営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、公開買付期間は87営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、公開買付期間は92営業日に延長され、本買付条件変更(13)により、公開買付期間は102営業日に延長されています。)。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日を確保することにより(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は105営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は109営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は121営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は131営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は139営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は144営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、当該期間は146営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、当該期間は148営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、当該期間は153営業日に延長され、本買付条件変更(13)により、当該期間は163営業日に延長されています。)、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(訂正後)

公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は44営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は48営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は60営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は70営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は78営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付期間は83営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、公開買付期間は85営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、公開買付期間は87営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、公開買付期間は92営業日に延長され、本買付条件変更(13)により、公開買付期間は102営業日に延長され、本買付条件変更(14)により、公開買付期間は112営業日に延長されています。)。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日を確保することにより(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は105営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は109営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は121営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は131営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は139営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は144営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、当該期間は146営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、当該期間は148営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、当該期間は153営業日に延長され、本買付条件変更(13)により、当該期間は163営業日に延長され、本買付条件変更(14)により、当該期間は173営業日に延長されています。)、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

公開買付者は、YAGEO及び対象者との間で、2025年9月16日付で、本取引に関連して本合意書を締結しました。本合意書の内容は、以下のとおりです。

経営理念等

(ア)YAGEO及び公開買付者(以下「YAGEOら」という。)は、対象者グループの企業目的、経営方針、独立性及び自律的な経営判断を最大限尊重し、対象者グループの既存の事業を継続するとともに、その法人格を存続させる。

(イ)YAGEOらは、対象者グループの既存の事業戦略、事業計画、後継者計画を最大限尊重する。

経営体制

(ア)YAGEOらは、本公開買付けの決済開始日後の対象者グループの経営体制について、本公開買付けの決済開始日以降も、対象者の現行の社内取締役構成等を維持する。但し、対象者は、本取引の完了後は、YAGEOらが、対象者及びその子会社の取締役の過半数を指名することを了承する。

事前協議事項

(ア)YAGEOらは、以下に定める事項を決定又は実施する場合、対象者と事前協議を経た上で実施する。

- ・ 対象者グループの企業目的・経営方針の変更
- ・ 対象者グループの事業戦略・事業計画の策定・変更
- ・ 対象者グループの役員の選解任(YAGEOグループからの派遣役員の選任も含む。)
- ・ 対象者グループの商号、ブランド、製品ブランド・名称の変更
- ・ 対象者グループの従業員の処遇変更
- ・ 対象者グループの事業拠点の移転・統廃合
- ・ 対象者グループの組織再編行為

商号等

(ア)YAGEOらは、本公開買付けの決済開始日後、対象者グループの商号又は企業ロゴを変更しない。但し、対象者と事前協議を経た上で変更する場合はこの限りではない。

従業員・取引先

(ア)YAGEOらは、本公開買付けの決済開始日以降、原則として、YAGEOグループ又は対象者グループをして、本公開買付けの決済開始日時点における対象者グループの従業員の雇用を維持する意思を現在有していることを確認し、当該時点における雇用条件について実質的に不利益となる変更を行わない。但し、対象者と事前協議を経た上で変更する場合はこの限りではない。

(イ)YAGEOらは、本公開買付けの決済開始日以降、本公開買付けの決済開始日時点における対象者グループの既存の取引先との取引及び関係性を維持・継続し、発展させるよう商業上合理的な範囲で最大限努力する。

その他

(ア)YAGEOらは、対象者又は本特別委員会からYAGEOらに対して行った質問(2025年2月26日付の質問状、同年3月19日付の質問状及び同年5月22日付けの質問状記載の質問並びに対象者又は本特別委員会とYAGEOらとの間で実施した面談における質問を含む。)に対するYAGEOらの回答内容について、本公開買付けの決済開始日後も維持し、これを変更しない。

(訂正後)

本合意書

公開買付者は、YAGEO及び対象者との間で、2025年9月16日付で、本取引に関連して本合意書を締結しました。
本合意書の内容は、以下のとおりです。

経営理念等

- (ア)YAGEO及び公開買付者(以下「YAGEOら」という。)は、対象者グループの企業目的、経営方針、独立性及び自律的な経営判断を最大限尊重し、対象者グループの既存の事業を継続するとともに、その法人格を存続させる。
- (イ)YAGEOらは、対象者グループの既存の事業戦略、事業計画、後継者計画を最大限尊重する。

経営体制

- (ア)YAGEOらは、本公開買付けの決済開始日後の対象者グループの経営体制について、本公開買付けの決済開始日以降も、対象者の現行の社内取締役構成等を維持する。但し、対象者は、本取引の完了後は、YAGEOらが、対象者及びその子会社の取締役の過半数を指名することを了承する。

事前協議事項

- (ア)YAGEOらは、以下に定める事項を決定又は実施する場合、対象者と事前協議を経た上で実施する。
- ・ 対象者グループの企業目的・経営方針の変更
 - ・ 対象者グループの事業戦略・事業計画の策定・変更
 - ・ 対象者グループの役員の選解任(YAGEOグループからの派遣役員の選任も含む。)
 - ・ 対象者グループの商号、ブランド、製品ブランド・名称の変更
 - ・ 対象者グループの従業員の処遇変更
 - ・ 対象者グループの事業拠点の移転・統廃合
 - ・ 対象者グループの組織再編行為

商号等

- (ア)YAGEOらは、本公開買付けの決済開始日後、対象者グループの商号又は企業ロゴを変更しない。但し、対象者と事前協議を経た上で変更する場合はこの限りではない。

従業員・取引先

- (ア)YAGEOらは、本公開買付けの決済開始日以降、原則として、YAGEOグループ又は対象者グループをして、本公開買付けの決済開始日時点における対象者グループの従業員の雇用を維持する意思を現在有していることを確認し、当該時点における雇用条件について実質的に不利益となる変更を行わない。但し、対象者と事前協議を経た上で変更する場合はこの限りではない。
- (イ)YAGEOらは、本公開買付けの決済開始日以降、本公開買付けの決済開始日時点における対象者グループの既存の取引先との取引及び関係性を維持・継続し、発展させるよう商業上合理的な範囲で最大限努力する。

その他

- (ア)YAGEOらは、対象者又は本特別委員会からYAGEOらに対して行った質問(2025年2月26日付の質問状、同年3月19日付の質問状及び同年5月22日付けの質問状記載の質問並びに対象者又は本特別委員会とYAGEOらとの間で実施した面談における質問を含む。)に対するYAGEOらの回答内容について、本公開買付けの決済開始日後も維持し、これを変更しない。

本応募契約(日星電気)

公開買付者は、日星電気との間で、2025年10月3日付で、本応募契約(日星電気)を締結し、その所有する対象者株式の全て(所有株式数：341,000株、所有割合：2.24%)について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本応募契約(日星電気)においては、その他の条件は定めておりません。

本応募契約(日星電気)を除いて、公開買付者と日星電気との間で本取引に係る重要な合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払いを除き、本公開買付けに際して、日星電気に付与される利益はありません。

(7) 企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について

インフォームド・ジャッジメントの機会の確保

(訂正前)

< 前略 >

加えて、公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は44営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は48営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は60営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は70営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は78営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付期間は83営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、公開買付期間は85営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、公開買付期間は87営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、公開買付期間は92営業日に延長され、本買付条件変更(13)により、公開買付期間は102営業日に延長されています。)に設定しております。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は105営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は109営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は121営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は131営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は139営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は144営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、当該期間は146営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、当該期間は148営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、当該期間は153営業日に延長され、本買付条件変更(13)により、当該期間は163営業日に延長されています。)を確保することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

加えて、公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は44営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は48営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は60営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は70営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は78営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付期間は83営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、公開買付期間は85営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、公開買付期間は87営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、公開買付期間は92営業日に延長され、本買付条件変更(13)により、公開買付期間は102営業日に延長され、本買付条件変更(14)により、公開買付期間は112営業日に延長されています。)に設定しております。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は105営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は109営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は121営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は131営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は139営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は144営業日に延長され、本買付条件変更(10)により、当該期間は146営業日に延長され、本買付条件変更(11)により、当該期間は148営業日に延長され、本買付条件変更(12)により、当該期間は153営業日に延長され、本買付条件変更(13)により、当該期間は163営業日に延長され、本買付条件変更(14)により、当該期間は173営業日に延長されています。)を確保することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。

< 後略 >

強圧性を排除することを意図した条件設定

()株主の皆様へ、公開買付けへの応募と取引の是非の両方について判断する機会を提供することを目的とした
公開買付け期間の設定

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を7,623,200株と設定し、()応募株式の数の合計が7,623,200株に満たない場合には、応募株式の全部の買付け等を行わないものの、()公開買付け期間中に応募株式の数の合計が7,623,200株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、公開買付け期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう公開買付け期間を延長する(但し、公開買付け期間の開始日から20営業日以内に応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して公開買付け期間の末日まで10営業日を確保できていることから、公開買付け期間の延長を行いません。)ことを予定しております。公開買付者は、これにより、本取引の是非に関する意思表示(賛否)と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、これをもって強圧性を排除することを意図しており、また、より多くの対象者の株主の皆様に応募いただく機会を提供できると考えております。

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を7,623,200株と設定し、()応募株式の数の合計が7,623,200株に満たない場合には、応募株式の全部の買付け等を行わないものの、()公開買付け期間中に応募株式の数の合計が7,623,200株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、公開買付け期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう公開買付け期間を延長する(但し、公開買付け期間の開始日から20営業日以内に応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して公開買付け期間の末日まで10営業日を確保できていることから、公開買付け期間の延長を行いません。)ことを予定しております。公開買付者は、これにより、本取引の是非に関する意思表示(賛否)と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、これをもって強圧性を排除することを意図しており、また、より多くの対象者の株主の皆様に応募いただく機会を提供できると考えております。

公開買付者は、2025年10月3日付で、公開買付代理人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び本公開買付けの復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社からの報告により、応募株式の総数(2025年10月3日14時時点)が13,261,354株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である7,623,200株に達したことを確認し、本買付条件変更(14)により、公開買付け期間として買付予定数の下限に達した旨を公表した日の翌営業日から起算して10営業日の期間が確保されることとなりました。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年5月9日(金曜日)から2025年10月3日(金曜日)まで(102営業日)
公告日	2025年5月9日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年5月9日(金曜日)から2025年10月20日(月曜日)まで(112営業日)
公告日	2025年5月9日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	108,694,946,290円
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	200,000,000円
その他(c)	32,000,000円
合計(a) + (b) + (c)	108,926,946,290円

< 後略 >

(訂正後)

買付代金(円)(a)	108,694,946,290円
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	200,000,000円
その他(c)	33,500,000円
合計(a) + (b) + (c)	108,928,446,290円

< 後略 >

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年10月10日(金曜日)

(訂正後)

2025年10月27日(月曜日)

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年10月3日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年5月9日付「公開買付開始公告」(2025年6月2日付、2025年6月17日付、2025年6月25日付、2025年7月1日付、2025年8月1日付、2025年8月21日付、2025年8月25日付、2025年8月27日付及び2025年9月3日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに2025年6月17日付、2025年6月25日付、2025年7月1日付、2025年7月15日付、2025年8月1日付、2025年8月18日付、2025年8月21日付、2025年8月25日付、2025年8月27日付、2025年9月3日付及び2025年9月18日付で行った「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告により変更された事項を含みます。)の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。